

技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する国家公安委員会規則新旧対照条文

○ 技能検定及び射撃教習に関する規則（昭和五十三年国家公安委員会規則第八号）【第一条関係】（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則</u></p> <p>(技能検定の合格基準)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（第6条及び第7条において「令」という。）<u>第20条第3項</u>に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。第6条及び第7条において「法」という。）第5条の4第1項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>ア ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(技能講習の修了基準等)</u></p> <p><u>第6条 令第22条による認定は、法第5条の5第1項に規定する講習</u> <u>(この条において「技能講習」という。)</u>において令第21条第2項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項を修得したと認められる基準に達した者に対して行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>技能検定及び射撃教習に関する規則</u></p> <p>(技能検定の合格基準)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（第6条において「令」という。）<u>第5条の11第3項</u>に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。第6条において「法」という。）第5条の4第1項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>ア ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

<p>2 第1条の規定は、前項の基準について準用する。この場合において、同条第2号ウ中「イに掲げるライフル銃以外のライフル銃」とあるのは「<u>散弾銃以外の猟銃であつてイに掲げるライフル銃以外のもの</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第2条から前条までの規定は、技能講習について準用する。この場合において、第4条第1項中「ライフル銃によるもの」とあるのは「<u>散弾銃以外の猟銃によるもの</u>」と、前条中「<u>都道府県公安委員会</u>」とあるのは「<u>都道府県公安委員会又は法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員</u>」と、別表中「<u>公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のライフル銃</u>」とあるのは「<u>散弾銃以外の猟銃であつて公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のもの</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>技能講習における講習時間は、2時間以上とする。</u></p>	<p>2 第1条の規定は、前項の基準について準用する。この場合において、<u>第5条から第3項の規定による考査</u>について準用する。この場合において、<u>第5条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(考査の合格基準等)</p> <p>第7条 第1条の規定は、<u>令第26条第3項に規定する基準</u>について準用する。</p> <p>2 第2条から<u>第5条までの規定は、令第26条第3項の規定による考査</u>について準用する。この場合において、<u>第5条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(考査の合格基準等)</p> <p>第6条 第1条の規定は、<u>令第6条の3第3項に規定する基準</u>について準用する。</p> <p>2 第2条から<u>前条までの規定は、令第6条の3第3項の規定による考査</u>について準用する。この場合において、<u>前条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>

○ 猟銃の口径の長さの特例に関する規則（昭和四十六年国家公安委員会規則第五号）【第二条関係】（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第19条第2項ただし書の猟銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>ライフル銃以外の猟銃</u> 8番</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条の3第2項ただし書の猟銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>散弾銃</u> 8番</p>

○ 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）【第三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十四（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十四（略）</p>

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）【第四条関係】（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>別表第一（第二条第一項関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定</p> <table border="1" data-bbox="486 280 981 1086"> <tr> <td data-bbox="837 280 981 683">銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）</td> <td data-bbox="837 683 981 1086">第十二条第一項及び第二項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 280 837 683">猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第 号）</td> <td data-bbox="486 683 837 1086">第二条第一項及び第五条第二項</td> </tr> </table> <p>六～九（略）</p> <p>別表第二（第二条第二項関係）</p> <p>一・二（略）</p>	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第十二条第一項及び第二項	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第 号）	第二条第一項及び第五条第二項	<p>別表第一（第二条第一項関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定</p> <table border="1" data-bbox="837 1176 981 1982"> <tr> <td data-bbox="837 1176 981 1579">銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）</td> <td data-bbox="837 1579 981 1982">第五条第一項及び第二項</td> </tr> </table> <p>六～九（略）</p> <p>別表第二（第二条第二項関係）</p> <p>一・二（略）</p>	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第五条第一項及び第二項
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第十二条第一項及び第二項						
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第 号）	第二条第一項及び第五条第二項						
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第五条第一項及び第二項						
<p>三 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定</p>							

猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に關する事務の一部を行わせることができる者の指定に關する規則

第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項

四〇六 (略)

三〇五 (略)

○ 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国
 家公安委員会規則第七号）【第五条関係】（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一		別表第一	
(略)	(略)	(略)	(略)
質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）	第二十一条第二項	質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）	第二十一条第二項
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	第十条の五の二	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	第十条の五の二
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三		別表第三	
銃砲刀剣類所持等取締法	第十条の五の二	銃砲刀剣類所持等取締法	第十条の五の二
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第二十条第一項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第二十条第一項
(略)	(略)	(略)	(略)